

任意継続組合員に係る申出手続き等について

地方公務員等共済組合法第 144 条の 2 の規定に基づき退職後も引続き共済組合の短期給付等が適用される任意継続組合員制度につきましては、申出及び保険料の払込み等の手続きを退職の日から起算して 20 日を経過する日までに行うこととされていることから、退職の際に組合員証及び組合員被扶養者証を所属所を経由して返納していただき、保険料の払込みを確認後に任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証（以下「任継組合員証等」という。）を発行しておりますが、組合員及び被扶養者の更なる利便に供することを目的として、任意継続組合員の申出手続きを下記のとおり取扱いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 平成 27 年度末退職者に係る手続きについて

所属所を経由して次のとおり年度内に手続きを行っていただくことにより、4 月 1 日から**任継組合員証等**が使用できます。

(1) 「任意継続組合員資格取得申出書」の提出について

共済組合への提出期限は平成 28 年 3 月 4 日（金）となりますので、所属所の指定する日までに「任意継続組合員資格取得申出書」を共済組合事務担当課に提出してください。

なお、「任意継続組合員資格取得申出書」は共済組合ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 保険料及び払込通知の送付について

保険料には、医療に係る短期保険料と介護に係る介護保険料（40 歳以上 65 歳未満の方が対象）があります。保険料は、次の①・②のうちいずれか少ない額に、短期・介護の保険料率を乗じて算出します。

なお、払込方法は、月払い、半年払い、年払い（年度単位）の 3 通りがあり、半年払いと年払いには前納割引制度が適用されます。申出者ごとに保険料の調定計算を行い、振込依頼書を平成 28 年 3 月 9 日（水）に所属所宛て送付しますので、振込依頼書により払込んでいただくこととなります。

①退職時の標準報酬の月額

ただし、組合員期間が15年以上で、かつ退職時の年齢が55歳以上で初めて退職する方は、退職時の標準報酬の月額からその額に100分の20を乗じて得た額を控除した額を標準報酬等級表に当てはめた額。

②平成28年1月1日の全組合員の標準報酬の月額の平均額を標準報酬等級表に当てはめた額

(参考：平成27年10月1日の平均標準報酬月額380,000円)

短期保険料(月額) = ①・②のいずれか少ない額 × 平成28年度短期保険料率

(参考：平成27度は96/1,000)

介護保険料(月額) = ①・②のいずれか少ない額 × 平成28年度介護保険料率

(参考：平成27年度は11.2/1,000)

※ 平成28年1月1日の標準報酬の月額の平均額は今月下旬頃、短期・介護保険料率は3月上旬頃決定します。

※ 被扶養者の有無にかかわらず、上記の算定額が保険料となります。

〈参考：平成27年度の掛金の上限額及び掛金率による計算例 28.1.18現在〉

	年間払込金額	毎月払いと比較した割引額
毎月払い	488,832円 (各月40,736円×12月)	—
半年前納払い	484,071円 (4月～9月分 242,431円 10月～翌年3月分 241,640円)	4,761円
1年前納払い	480,153円	8,679円

短期任意継続掛金の上限額 36,480円 介護任意継続掛金の上限額 4,256円 合計 40,736円

(3) 保険料の払込期日

平成28年3月18日(金)となります。

※ 期日までに払込みがなされないときは、退職日までに任継組合員証等が交付できない場合がありますので、ご了承ください。

(4) 任継組合員証等の交付について

平成28年3月18日(金)までに払込手続きが完了された方に対して、**平成28年3月28日(月)着**に所属所宛てに任継組合員証等を送付しますので、退職の際に共済組合事務担当課において組合員証及び組合員被扶養者証と交換のうえ受理してください。

2 年度末退職者で上記1の例によらず、退職日以後に手続きをされる方について

所属所を経由することなく、直接退職者から本組合宛てに「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。その後の通知等についても、直接本組合から任意継続組合員宛てに郵送します。ただし、組合員証及び組合員被扶養者証については、退職の際に所属所の共済組合事務担当課を経由して返納していただけますようお願いいたします。

◇被扶養者について◇

在職中に認定されていた被扶養者につきましては任意継続組合員の資格取得後も引き続き被扶養者となりますが、組合員被扶養者証の有効期限の記載内容が以下の状況にある方につきましては、継続認定又は取消の申告が必要となります。

① 有効期限が組合員の退職日と同日の方

ア その後も被扶養者としたい場合…被扶養者の継続認定の申告が必要になりますので、平成 28 年 4 月 30 日までに「被扶養者申告書」及び必要書類を提出してください。

イ 有効期限をもって被扶養者を取消する場合…被扶養者の取消の申告が必要になります。

② 任意継続組合員期間中に有効期限が到来する方

任意継続組合員資格取得時には、その方の「任意継続組合員被扶養者証」は発行されますが、有効期限後は①の取扱いと同様になります。

また、有効期限内であっても、主たる生計維持者の変更や就職等、被扶養者としての要件を欠くに至った場合は、取消の申告が必要となります。

3 国民年金への加入について

60 歳未満で退職したときは、60 歳になるまで国民年金に加入する必要があります。お住まいの市町村の国民年金担当課で国民年金の加入の手続きを行ってください。また、在職中に被扶養者になっていた配偶者が 60 歳未満の場合、退職に伴い「国民年金の第 3 号被保険者」の資格がなくなります（「国民年金の第 1 号被保険者」となる）ので、お住まいの市町村の国民年金担当課で配偶者の国民年金の加入の手続きを行ってください。

担当課：保健課

資格担当 鶴田

調定担当 小野

TEL 055-232-7311